

基本的な指針（基本指針）の概要

1. 基本指針の法的位置づけ

- ・国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）を策定する。（子ども・子育て支援法第 60 条）
- ・内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととしている。

【基本指針の主な記載事項】

- ・子ども・子育て支援の意義制度に関する基本的事項の提示
- ・地方自治体の事業計画の作成指針
- ・すべての都道府県、市町村が事業計画を作成する（計画期間 5 年間）。

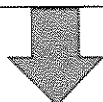
2. 子ども・子育て支援の意義

- （1）「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- （2）障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- （3）核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化への対応が必要。
- （4）子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- （5）乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- （6）子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- （7）社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

市町村子ども・子育て支援事業計画（５ヵ年計画）について

●幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援について、次の計画を定める

- ①「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）
- ②「確保方策」（確保の内容＋実施時期）



子どものための教育・保育給付

- ・認定こども園、幼稚園、保育所 →施設型給付の対象
- ・小規模保育事業者、家庭的保育事業者、居宅訪問型保育事業者、事業所内保育事業者
→地域型保育給付の対象

地域子ども・子育て支援事業

※利用者支援、地域子育て支援拠点事業、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、一時預かり、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等

●市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項（子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項）

《必須記載事項》

1. 教育・保育の提供区域の設定
2. 各年度における教育・保育施設及び地域型保育事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
3. 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

《任意記載事項》

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等
2. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
3. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
4. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
5. 計画の作成の時期
6. 計画の期間
7. 計画の達成状況の点検及び評価